

貸出用の鳴子及び法被にかかる使用料の改定について

令和8年4月1日から、貸出用の鳴子及び法被にかかる使用料を改定いたします。なお、令和8年4月1日より前に受理した申請につきましては、改定前<1組(1着)50円>の金額を適用します。

●変更内容(令和8年4月1日から)

	改定前		改定後
鳴子 : 1組(2個)(1ヵ月)	50円	⇒	100円
法被 : 1着(1ヵ月)	50円	⇒	100円